

国立大学法人宮崎大学 第4期中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 法人の基本的な目標 宮崎大学は、「世界を視野に地域から始めよう」をスローガンに、地域に必要とされ、地域と協働して地方創生に寄与する高等教育機関としての役割を果たす。持続可能で豊かな社会の構築に向けて、高等教育、先端研究、国際化、地域医療、地域連携の各領域で先導的役割を担うフラッグシップスクールとして地方創生を牽引するとともに、各領域で得られた成果を広く社会に還元・発信する。</p> <p>【教育】 宮崎地域の主軸高等教育機関として高等教育の質を保証し、変動する社会の多様な要請に応え得る人材を育成する。また、地域における教育の連携推進及び他の高等教育と連携した地域の教学マネジメントの構築を目指す。</p> <p>【研究】 学術・文化に関する知的遺産の継承と発展、深奥なる学理の探求、地球環境の保全と学際的な生命科学の創造を目指すとともに、宮崎地域の先端研究機関として、地域特性を活かした先鋭的研究及び異分野融合研究を推進する。</p> <p>【国際化】 海外の多くの大学と連携協定を結んできた実績を踏まえ、多様な連携協定校ネットワークを構築・発展させるとともに、地域の地方公共団体や国際連携機関と協働して地方創生に資する国際化に貢献する。</p> <p>【医療】 宮崎県で唯一の特定機能病院として、医療人材の育成と医療リソースの充実を図り、高度医療を提供するとともに、地域医療ネットワークを構築し、地域のQOL (Quality of Life) の向上に貢献する。</p> <p>【地域連携】 学びがい・働きがいのある開かれたキャンパス運用を戦略的に展開し、地域と協働して地方創生に寄与するため、地域連携プラットフォーム等を活用した人事交流・人材養成を活性化させるとともに、地域と連動した企画戦略の立案と実行を通じて持続可能で豊かな社会の構築を目指す。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。</p>	

I 教育研究の質の向上に関する事項**1 社会との共創**

(1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 社会との共創に関する目標を達成するための措置**

【1】宮崎地域の主軸高等教育機関として、教育、研究、国際化、医療、地域連携の重点5領域で地方創生を牽引する。産業人財育成プラットフォームや高等教育コンソーシアムなど、地域と連携してきた実績を踏まえ、地域に開かれたキャンパス運用を戦略的に展開し、世界を視野に地域を担い牽引する人材を養成する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 140 1350 1390">評価指標</td> <td data-bbox="1350 140 2145 1390"> <p>【1-1】 (指標) 錦本町ひなたキャンパスの整備 (水準) 令和7年4月に地域に開かれたキャンパスとなる錦本町ひなたキャンパスをオープンし、令和8年度からその運用について点検・検証し、必要な改善を行う。</p> <p>【1-2】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制の構築（大学等連携推進法人等の検討を含む）と連携して開設する新しい共同科目の創設 (水準) 令和9年度までに連携して開設する新しい共同科目を20科目開講する。</p> <p>【1-3】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制主催の教学マネジメント強化のための共同FD活動の展開 (水準) 共同FD活動を令和7年度以降、毎年度2回開催する。</p> <p>【1-4】 (指標) 新たな大学機能拠点の設置 (水準) 大学機能の強化のために、一部の教育研究機能を錦本町ひなたキャンパスに令和7年4月に設置し、令和8年度から点検・改善する。</p> <p>【1-5】 (指標) リカレントプログラムの開講 (水準) 令和9年度までにリカレントプログラムに年間15科目以上開講する。</p> <p>【1-6】 (指標) 宮崎大学が展開してきたインターンシップ・ビジネスプランコンテスト等へ県内の教育機関の参画 (水準) 令和9年度までに県内の教育機関の参画数を10校とする。</p> <p>【1-7】 (指標) 国際的かつ先導的な感染症研究の成果を含めた体系的獣医師卒後教育プログラム (水準) 第4期中期目標期間中に、産業動物防疫分野の国際的・先導的研究を踏まえた実習を含む講座を72講座以上開講するとともに、ICT・VR技術を活用した動画教材を30本以上作成し、獣医師卒後教育に活用する。</p> </td> </tr> </table>	評価指標	<p>【1-1】 (指標) 錦本町ひなたキャンパスの整備 (水準) 令和7年4月に地域に開かれたキャンパスとなる錦本町ひなたキャンパスをオープンし、令和8年度からその運用について点検・検証し、必要な改善を行う。</p> <p>【1-2】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制の構築（大学等連携推進法人等の検討を含む）と連携して開設する新しい共同科目の創設 (水準) 令和9年度までに連携して開設する新しい共同科目を20科目開講する。</p> <p>【1-3】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制主催の教学マネジメント強化のための共同FD活動の展開 (水準) 共同FD活動を令和7年度以降、毎年度2回開催する。</p> <p>【1-4】 (指標) 新たな大学機能拠点の設置 (水準) 大学機能の強化のために、一部の教育研究機能を錦本町ひなたキャンパスに令和7年4月に設置し、令和8年度から点検・改善する。</p> <p>【1-5】 (指標) リカレントプログラムの開講 (水準) 令和9年度までにリカレントプログラムに年間15科目以上開講する。</p> <p>【1-6】 (指標) 宮崎大学が展開してきたインターンシップ・ビジネスプランコンテスト等へ県内の教育機関の参画 (水準) 令和9年度までに県内の教育機関の参画数を10校とする。</p> <p>【1-7】 (指標) 国際的かつ先導的な感染症研究の成果を含めた体系的獣医師卒後教育プログラム (水準) 第4期中期目標期間中に、産業動物防疫分野の国際的・先導的研究を踏まえた実習を含む講座を72講座以上開講するとともに、ICT・VR技術を活用した動画教材を30本以上作成し、獣医師卒後教育に活用する。</p>
評価指標	<p>【1-1】 (指標) 錦本町ひなたキャンパスの整備 (水準) 令和7年4月に地域に開かれたキャンパスとなる錦本町ひなたキャンパスをオープンし、令和8年度からその運用について点検・検証し、必要な改善を行う。</p> <p>【1-2】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制の構築（大学等連携推進法人等の検討を含む）と連携して開設する新しい共同科目の創設 (水準) 令和9年度までに連携して開設する新しい共同科目を20科目開講する。</p> <p>【1-3】 (指標) 県内の大学等との新たな連携体制主催の教学マネジメント強化のための共同FD活動の展開 (水準) 共同FD活動を令和7年度以降、毎年度2回開催する。</p> <p>【1-4】 (指標) 新たな大学機能拠点の設置 (水準) 大学機能の強化のために、一部の教育研究機能を錦本町ひなたキャンパスに令和7年4月に設置し、令和8年度から点検・改善する。</p> <p>【1-5】 (指標) リカレントプログラムの開講 (水準) 令和9年度までにリカレントプログラムに年間15科目以上開講する。</p> <p>【1-6】 (指標) 宮崎大学が展開してきたインターンシップ・ビジネスプランコンテスト等へ県内の教育機関の参画 (水準) 令和9年度までに県内の教育機関の参画数を10校とする。</p> <p>【1-7】 (指標) 国際的かつ先導的な感染症研究の成果を含めた体系的獣医師卒後教育プログラム (水準) 第4期中期目標期間中に、産業動物防疫分野の国際的・先導的研究を踏まえた実習を含む講座を72講座以上開講するとともに、ICT・VR技術を活用した動画教材を30本以上作成し、獣医師卒後教育に活用する。</p>		

【2】 持続可能な社会・地域の実現と地域経済及び地域文化の発展に資するため、企業、公共団体等との産学金労官連携をさらに強め、地域の課題解決やSDGsの理念を踏まえた多様な活動を推進するとともに活動内容等を広く発信する。

<p>評価指標</p>	<p>【2-1】 (指標) 社会や地域課題の解決のための産学金労官が連携したプロジェクト推進体制の構築 (水準) 令和7年度までに課題解決プロジェクト推進会議を設置し、プロジェクト構築マッチング会議を令和7年度以降毎年度4回開催する。</p> <p>【2-2】 (指標) 錦本町ひなたキャンパスにプロジェクト推進窓口の設置と具体的なプロジェクトの構築・実施 (水準) 令和7年度中に錦本町ひなたキャンパスにプロジェクト推進窓口を設置し、課題解決の具体的なプロジェクトを令和9年度までに年間10件実施する。 (継続も含む。)</p> <p>【2-3】 (指標) SDGs推進体制の整備 (水準) 令和5年度までに、SDGs推進体制を整備し、併せて宮崎大学SDGs宣言を発出する。</p> <p>【2-4】 (指標) SDGsに関するイベント数 (水準) SDGsに関する関連イベントを地域と連携し、令和6年度以降毎年度6回開催する。</p> <p>【2-5】 (指標) SDGsに関するHPの開設 (水準) 令和5年度までに、SDGsに関するHPを開設し、令和6年度からは内容を点検し改善する。</p>
-------------	--

2 教育

(2) 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程) ⑥

2 教育に関する目標を達成するための措置

【3】専攻分野を通じて課題を設定して探究するという思考の基本的な枠組みを身につけさせるために、ディプロマ・ポリシーを踏まえた明確かつ具体的な学修目標を掲げ、アクティブ・ラーニングやICT活用等の多様な学修方法により主体的な学びを実践するとともに、学修成果や教育効果を可視化する教学マネジメントを確立する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 156 1368 1401">評価指標</td> <td data-bbox="1368 156 2134 1401"> <p>【3-1】 (指標) 毎回の教育内容・教育方法・授業外の学修の指示等を含む授業計画をその進行に沿って随時充実させることのできる学修管理システムの強化 (水準) シラバスに授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係、学修目標（到達目標）とそれを測る成績評価方法の記載を令和9年度までに100%にしたうえで、毎回の授業計画（教育内容・教育方法・授業外の学修の指示）と進行状況を学修管理システムに随時反映させて学生と共有する。</p> <p>【3-2】 (指標) プログラム・レビュー（毎年のモニタリングによって収集した定量的なデータに基づいて、3ポリシーに則した教育プログラムの質の総合的な点検・評価）による教育課程の再構築 (水準) プログラム・レビューにより、教育課程を点検し、改善等が必要と認められるものに対して改善率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-3】 (指標) 主体的（能動的）な学びの強化 (水準) 宮崎大学で開講する課題発見・解決力を育成する授業科目にアクティブ・ラーニングを令和9年度までに80%導入する。</p> <p>【3-4】 (指標) ICTを活用した教育方法の強化 (水準) 遠隔講義、ハイフレックス型講義、反転授業など授業方法を多様化し、ICT活用率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-5】 (指標) 学修成果や教育効果を可視化するシステムの強化 (水準) 令和4年度までに教育質保証・向上委員会においてアセスメントプラン（学生の学修成果の評価について、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた方針）を作成し、令和5年度以降プランに基づく点検・評価を毎年度実施し、評価結果に基づく改善を行う。</p> </td> </tr> </table>	評価指標	<p>【3-1】 (指標) 毎回の教育内容・教育方法・授業外の学修の指示等を含む授業計画をその進行に沿って随時充実させることのできる学修管理システムの強化 (水準) シラバスに授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係、学修目標（到達目標）とそれを測る成績評価方法の記載を令和9年度までに100%にしたうえで、毎回の授業計画（教育内容・教育方法・授業外の学修の指示）と進行状況を学修管理システムに随時反映させて学生と共有する。</p> <p>【3-2】 (指標) プログラム・レビュー（毎年のモニタリングによって収集した定量的なデータに基づいて、3ポリシーに則した教育プログラムの質の総合的な点検・評価）による教育課程の再構築 (水準) プログラム・レビューにより、教育課程を点検し、改善等が必要と認められるものに対して改善率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-3】 (指標) 主体的（能動的）な学びの強化 (水準) 宮崎大学で開講する課題発見・解決力を育成する授業科目にアクティブ・ラーニングを令和9年度までに80%導入する。</p> <p>【3-4】 (指標) ICTを活用した教育方法の強化 (水準) 遠隔講義、ハイフレックス型講義、反転授業など授業方法を多様化し、ICT活用率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-5】 (指標) 学修成果や教育効果を可視化するシステムの強化 (水準) 令和4年度までに教育質保証・向上委員会においてアセスメントプラン（学生の学修成果の評価について、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた方針）を作成し、令和5年度以降プランに基づく点検・評価を毎年度実施し、評価結果に基づく改善を行う。</p>
評価指標	<p>【3-1】 (指標) 毎回の教育内容・教育方法・授業外の学修の指示等を含む授業計画をその進行に沿って随時充実させることのできる学修管理システムの強化 (水準) シラバスに授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係、学修目標（到達目標）とそれを測る成績評価方法の記載を令和9年度までに100%にしたうえで、毎回の授業計画（教育内容・教育方法・授業外の学修の指示）と進行状況を学修管理システムに随時反映させて学生と共有する。</p> <p>【3-2】 (指標) プログラム・レビュー（毎年のモニタリングによって収集した定量的なデータに基づいて、3ポリシーに則した教育プログラムの質の総合的な点検・評価）による教育課程の再構築 (水準) プログラム・レビューにより、教育課程を点検し、改善等が必要と認められるものに対して改善率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-3】 (指標) 主体的（能動的）な学びの強化 (水準) 宮崎大学で開講する課題発見・解決力を育成する授業科目にアクティブ・ラーニングを令和9年度までに80%導入する。</p> <p>【3-4】 (指標) ICTを活用した教育方法の強化 (水準) 遠隔講義、ハイフレックス型講義、反転授業など授業方法を多様化し、ICT活用率を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【3-5】 (指標) 学修成果や教育効果を可視化するシステムの強化 (水準) 令和4年度までに教育質保証・向上委員会においてアセスメントプラン（学生の学修成果の評価について、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた方針）を作成し、令和5年度以降プランに基づく点検・評価を毎年度実施し、評価結果に基づく改善を行う。</p>		

【4】課題を発見し解決することを学修目標に掲げる授業科目において、多様な課題に取り組むことで幅広い視野を育むとともに、到達度をルーブリック評価等を用いて把握する。

評価指標	<p>【4-1】 (指標) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの整備 (水準) 初年次から卒業年次まで体系的に数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な知識及び技術を修得できるプログラムを令和9年度までに整備する。</p> <p>【4-2】 (指標) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）による認定 (水準) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）による履修者を令和9年度までに100%にする。</p> <p>【4-3】 (指標) 課題解決力を養成する科目へのルーブリック評価の導入 (水準) 課題解決力を養成する科目へのルーブリック評価の導入割合を令和9年度までに35%にする。</p> <p>【4-4】 (指標) 卒業研究へのルーブリック評価の導入 (水準) 卒業研究の評価にあたり、指導体制、指導計画、評価基準、評価方法に係わる方針を令和9年度までに策定し、評価表（ルーブリック）による評価を行う。</p>
------	--

【5】自律した学修を促すために、履修管理システムを活用し、学修成果の可視化等による学修支援機能を強化する。また、学生が大学に入学し、在学し、卒業するまでの履修状況、キャリア意識、就職状況等のデータを一貫して調査・分析できる現システムを各種支援の充実・強化に活用する。

評価指標	<p>【5-1】 (指標) 自律した学修を促し、在学中の学修活動を記録し振り返りを行うツールであるラーニング・ポートフォリオの導入 (水準) 在学中の学修活動を記録し振り返りを行うラーニング・ポートフォリオの導入率を令和9年度までに80%にする。</p> <p>【5-2】 (指標) 学修成果を確認する履修管理システムの強化 (水準) ディプロマ・ポリシーの達成度を確認することのできる履修管理システムの活用率を令和9年度までに80%にする。</p> <p>【5-3】 (指標) 学生の入学前から卒業後までの一連の学びの実態を把握し、支援へと繋げるエンロールメント・マネジメントの強化 (水準) 学業不振の状況にある学生及び長期欠席者の履修状況や履修指導の状況を大学教育委員会で共有しフォローアップする体制を令和4年度末までに開始し、令和5年度以降はその体制を点検し改善する。</p>
------	---

【6】教育質保証・向上委員会を中心に全学的な教学マネジメント体制を構築してきた実績を踏まえ、さらなる充実を図るとともに、他の高等教育機関との連携の推進を通して地域における教学マネジメントの構築に寄与する。

<p>評価指標</p>	<p>【6-1】 (指標) 全学的な教学マネジメントに基づくFD・SDの高度化 (水準) 全学で望ましい教職員像を共有し、FD研修会の教員参加率を令和9年度までに85%以上にするとともに、FD・SDの企画・立案・実施に必要な能力を身につけた教職員を令和9年度までに10名育成する。</p> <p>【6-2】 (指標) 県内の高等教育機関と連携した、地域における教学マネジメントの構築 (水準) 県内の高等教育機関と連携したFD・SD研修会を毎年度1回開催し、点検・改善を行う。令和7年度からは県内の大学等との新たな連携体制主催のFD・SD研修会と位置付け、年間2回に開催数を増やす。(一部再掲)</p>
-------------	---

(3) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

【7】医師等の地域医療従事者を育成するため、医学生・看護学生・臨床研修医・専攻医の一貫教育やキャリア形成を充実させるとともに、宮崎県、市町村や医師会と連携した取組を推進する。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 156 1406 1423">評価指標</td> <td data-bbox="1406 156 2132 1423"> <p>【7-1】 (指標) 県内の他基幹型臨床研修病院への卒後教育講座の提供 (水準) 県内8基幹型臨床研修病院に対しての卒後教育講座を令和9年度までに年間4科目提供する。</p> <p>【7-2】 (指標) 地域枠選抜募集人員の見直し (水準) 令和4年度に地域枠選抜の募集定員を25人から40人にし、令和5年度以降は地域の要望に合わせ不断の点検・見直しを行う。</p> <p>【7-3】 (指標) 宮崎県と連携し創設したキャリア形成プログラムの定着と充実 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部医学科卒業生の40%以上が県内医療機関での臨床研修を開始する。</p> <p>【7-4】 (指標) 多様な知識と経験を身に付けた医師の輩出 (水準) 令和9年度までに本院採用専攻医の専門医取得率80%以上を実現する。</p> <p>【7-5】 (指標) 宮崎大学と県内医療機関による、卒前・卒後の一貫した地域循環型教育体制の構築 (水準) 県内7医療圏における合計60以上の医療機関で実習を行う体制を第4期中期目標期間中毎年度維持する。</p> <p>【7-6】 (指標) 宮崎県、医師会、県内医療機関と連携した、臨床研修指導医講習会の拡張 (水準) 臨床研修指導医講習会（オンライン利用）を毎年度30人に実施する。</p> <p>【7-7】 (指標) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）創設 (水準) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）を令和4年度までに創設して令和9年度までに100人養成する。</p> </td> </tr> </table>	評価指標	<p>【7-1】 (指標) 県内の他基幹型臨床研修病院への卒後教育講座の提供 (水準) 県内8基幹型臨床研修病院に対しての卒後教育講座を令和9年度までに年間4科目提供する。</p> <p>【7-2】 (指標) 地域枠選抜募集人員の見直し (水準) 令和4年度に地域枠選抜の募集定員を25人から40人にし、令和5年度以降は地域の要望に合わせ不断の点検・見直しを行う。</p> <p>【7-3】 (指標) 宮崎県と連携し創設したキャリア形成プログラムの定着と充実 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部医学科卒業生の40%以上が県内医療機関での臨床研修を開始する。</p> <p>【7-4】 (指標) 多様な知識と経験を身に付けた医師の輩出 (水準) 令和9年度までに本院採用専攻医の専門医取得率80%以上を実現する。</p> <p>【7-5】 (指標) 宮崎大学と県内医療機関による、卒前・卒後の一貫した地域循環型教育体制の構築 (水準) 県内7医療圏における合計60以上の医療機関で実習を行う体制を第4期中期目標期間中毎年度維持する。</p> <p>【7-6】 (指標) 宮崎県、医師会、県内医療機関と連携した、臨床研修指導医講習会の拡張 (水準) 臨床研修指導医講習会（オンライン利用）を毎年度30人に実施する。</p> <p>【7-7】 (指標) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）創設 (水準) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）を令和4年度までに創設して令和9年度までに100人養成する。</p>
評価指標	<p>【7-1】 (指標) 県内の他基幹型臨床研修病院への卒後教育講座の提供 (水準) 県内8基幹型臨床研修病院に対しての卒後教育講座を令和9年度までに年間4科目提供する。</p> <p>【7-2】 (指標) 地域枠選抜募集人員の見直し (水準) 令和4年度に地域枠選抜の募集定員を25人から40人にし、令和5年度以降は地域の要望に合わせ不断の点検・見直しを行う。</p> <p>【7-3】 (指標) 宮崎県と連携し創設したキャリア形成プログラムの定着と充実 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部医学科卒業生の40%以上が県内医療機関での臨床研修を開始する。</p> <p>【7-4】 (指標) 多様な知識と経験を身に付けた医師の輩出 (水準) 令和9年度までに本院採用専攻医の専門医取得率80%以上を実現する。</p> <p>【7-5】 (指標) 宮崎大学と県内医療機関による、卒前・卒後の一貫した地域循環型教育体制の構築 (水準) 県内7医療圏における合計60以上の医療機関で実習を行う体制を第4期中期目標期間中毎年度維持する。</p> <p>【7-6】 (指標) 宮崎県、医師会、県内医療機関と連携した、臨床研修指導医講習会の拡張 (水準) 臨床研修指導医講習会（オンライン利用）を毎年度30人に実施する。</p> <p>【7-7】 (指標) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）創設 (水準) 医師以外の指導者制度（地域医療教育マイスター）を令和4年度までに創設して令和9年度までに100人養成する。</p>		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 151 1406 603"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="1406 151 2134 603"> <p>【7-8】 (指標) 地域の看護の質を向上させる多様な知識と経験を身に付けた看護職の輩出 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部看護学科卒業生就職者の50%以上が県内医療機関や行政において看護職としてのキャリアを開始する。</p> <p>【7-9】 (指標) 看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」の開発と提供 (水準) 令和6年度までに看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」を看護学3講座でそれぞれ開発と提供し、修了者を令和9年度までに合計50名輩出する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価指標</p>	<p>【7-8】 (指標) 地域の看護の質を向上させる多様な知識と経験を身に付けた看護職の輩出 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部看護学科卒業生就職者の50%以上が県内医療機関や行政において看護職としてのキャリアを開始する。</p> <p>【7-9】 (指標) 看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」の開発と提供 (水準) 令和6年度までに看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」を看護学3講座でそれぞれ開発と提供し、修了者を令和9年度までに合計50名輩出する。</p>
<p>評価指標</p>	<p>【7-8】 (指標) 地域の看護の質を向上させる多様な知識と経験を身に付けた看護職の輩出 (水準) 令和9年度までに宮崎大学医学部看護学科卒業生就職者の50%以上が県内医療機関や行政において看護職としてのキャリアを開始する。</p> <p>【7-9】 (指標) 看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」の開発と提供 (水準) 令和6年度までに看護職者対象のスキルアップ支援プログラム「ひむかスキルアップ支援プログラム」を看護学3講座でそれぞれ開発と提供し、修了者を令和9年度までに合計50名輩出する。</p>		

【8】地域における中心的な教員養成機関であることを踏まえ、宮崎県教育委員会と連携して教員育成指標に沿った教員養成カリキュラムを構築し、ICT教育の充実など地域における教育課題を踏まえた実践的教育力の向上のための教育プログラムの不断の見直しと地域と連携した実践的な取組を推進する。

<p>評価指標</p>	<p>【8-1】 (指標) 教育内容見直しに向けた、カリキュラム・マネジメントの実施状況 (水準) 「ICTの活用」など現代的な教育課題や、地域の課題を踏まえながら、第4期期間中に少なくとも4つのテーマを設定し、カリキュラム・マネジメントを行う。</p> <p>【8-2】 (指標) 宮崎県等の教員養成指標を参考にした、教員養成カリキュラムの見直し状況 (水準) 令和7年度までに、教育課程の高度化を行うため学部全体のカリキュラム改革を実施し、それ以降はカリキュラムの内容を点検・改善する。</p> <p>【8-3】 (指標) 地域課題を反映した研究プロジェクト成果報告書の作成状況 (水準) 地域課題を踏まえながら研究を推進し、改善を図るため、3年ごとに報告書を作成する。</p> <p>【8-4】 (指標) 教職希望の高校生等を対象としたセミナーの開催状況 (水準) 宮崎県と連携し、第3期期間から継続している「教師みらいセミナー」を毎年度4回開催し、参加者のべ400人の高水準を維持する。</p>
-------------	---

(4) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

【9】国際協力機構(JICA)等と連携してきた実績を活かし、地域自治体や企業との連携を図りながら、海外協定校等との協働による人材養成プログラム等を充実・展開させる。また、留学生の日本での就職や地域に在住する外国人の日本文化の理解促進を目的に、日本語教育を実践できる人材を養成する。

	評価指標	<p>【9-1】 (指標) 海外協定校等との協働による人材育成の仕組み (水準) 宮崎大学がJICA等と連携し実施してきた、バンダラデシュICT技術者の日本での円滑な就業を支援する人材育成プログラムをモデルとして、日本就業を目的とした外国人向けのプログラムを令和9年度までに他分野あるいは、他地域を対象に実施する。</p> <p>【9-2】 (指標) 人材育成プログラム受講者数と日本と関係のある企業等（日本国内、海外日系企業等）への就職者数 (水準) 人材育成プログラムの受講者数150名以上、うち日本と関係のある企業等（日本国内、海外日系企業等）への就職者数130名以上（第4期中期目標期間中合計）</p> <p>【9-3】 (指標) 日本と関係のある企業等（日本国内、海外日系企業等）に就職した留学生数 (水準) 日本と関係のある企業等（日本国内、海外日系企業等）に就職した留学生数第3期実績の30%増（第4期中期目標期間中全体）</p> <p>【9-4】 (指標) 日本語学習機会 (水準) 令和9年度までに全ての留学生が、宮崎大学の提供する日本語学習機会に参加</p> <p>【9-5】 (指標) 国際性を育む教育プログラム (水準) 令和9年度までに学生の語学能力に合わせた短期留学プログラム等（オンライン含む）5タイプ以上の配置</p> <p>【9-6】 (指標) 日本人学生の海外派遣数（オンライン留学含む） (水準) 日本人学生の海外派遣数（オンライン留学含む）第4期中期目標期間中に160名/年以上の達成</p> <p>【9-7】 (指標) 日本語教育人材の養成 (水準) 日本語教育人材（履修証明プログラム）を50名以上養成（第4期中期目標期間中合計）</p>
--	------	--

3 研究

(5) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭

3 研究に関する目標を達成するための措置

【10】重点領域研究課題を設定し、年度毎に評価を実施しながら、評価に応じて学内資源の再配分を行い、宮崎大学の基礎から応用に至る学術研究の強みや特徴を強化する。また、テニュアトラック制度の活用などによる若手研究者の育成に力点を置き、各部局との協調により卓越性と多様性を強化する。

評価指標	<p>【10-1】 (指標) 明確な重点研究分野及び重点領域研究課題（重点研究プロジェクト）の設定 (水準) 重点研究分野の下に、特に推進する研究の柱を3つ設定し、柱の下に重点研究プロジェクトを30件程度創設する。</p> <p>【10-2】 (指標) 成果に基づく資源の再配分状況 (水準) 成果に基づく予算再配分（インセンティブ配分）を毎年度実施する。</p> <p>【10-3】 (指標) 論文数 (水準) トップ5%論文数を毎年度20件以上創出し高水準を維持する。</p> <p>【10-4】 (指標) 研究成果のプレス発表数 (水準) プレス発表を毎年度12件以上実施する。</p> <p>【10-5】 (指標) 若手研究者率 (水準) 若手研究者率を毎年度15%以上の高水準で維持する。</p>
------	--

【11】 宮崎大学の強みである産業動物防疫分野をはじめとする異分野融合型の教育研究協力体制の整備を重点支援し、学内共通基盤を活用した教育研究を推進する。

<p>評価指標</p>	<p>【11-1】 (指標) 学術論文数 (水準) 異分野融合分野における学術論文数を毎年度50報以上創出する。</p> <p>【11-2】 (指標) 産業動物防疫に関する世界水準の国際研究・人材育成の拠点化を目指し、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター (CADIC) が事務局となって獣医系大学や家畜感染症研究センター等の連携を企画・調整して設立した産業動物防疫コンソーシアムの組織強化 (水準) 国内・国際産業動物防疫コンソーシアム参加機関を、現在の国内8機関、海外17機関から令和9年度までに国内9機関、海外18機関以上へ拡大し、毎年度1回のコンソーシアム会議の定期開催と、年5件以上の共同研究を実施する。</p> <p>【11-3】 (指標) 感染症等受託検査項目数および受託検査数 (水準) 外部資金獲得のため、受託検査項目をニーズに応じて追加し、現在の10項目から令和9年度までに12項目程度に拡大し、毎年度10,000件以上を受託する。</p> <p>【11-4】 (指標) 産業動物防疫分野におけるシンポジウム等開催数およびデジタルコンテンツ配信数 (水準) 産業動物防疫分野のシンポジウム・セミナーを毎年度2回以上、講習会等を毎年度4コース以上実施し、国内外からの受講者数を毎年度延べ200人以上受入れる。デジタルコンテンツの配信数を現在の20本から令和9年度までに30本以上へと充実させる。</p> <p>【11-5】 (指標) 全学の共同利用機器設備の学内利用実績 (水準) 全学の共同利用機器設備の学内利用実績を令和9年度までに年間5,500件以上にする。</p>
-------------	--

(6) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

【12】 多様性を重視した持続可能な地域共生社会を目指し、研究ニーズの把握と研究シーズの発信に努め、積極的なマッチングを行うとともに研究を推進し、得られた成果を広く社会に還元する。

<p>評価指標</p>	<p>【12-1】 (指標) 地域の課題収集やマッチング企画の推進 (水準) 課題収集やマッチング企画を毎年度6回以上実施する。</p> <p>【12-2】 (指標) 企業等とのコーディネートを行った共同研究・受託研究数 (水準) 企業等とのコーディネートを行った共同研究・受託研究数を70件/年(第4期中期目標期間中の平均)とする。</p> <p>【12-3】 (指標) 共同研究、受託研究の推進 (水準) 毎年度の共同研究160件程度、受託研究180件程度の高水準を維持する。</p> <p>【12-4】 (指標) 実用化、商品化を目的とした共同研究の実施 (水準) 令和9年度までに異分野融合の研究成果を宮崎県の基幹産業である農業等を軸として実用化合計5件以上創出する。</p>
-------------	--

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(7) 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。(附属学校) ⑱

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

【13】 学部・研究科と附属学校園間の連携により、教育課程・学習指導法・生徒指導等の研究を推進し、公開研究会、各種研修等の実施又は協力を通じて地域への普及・啓発を図る。

評価指標

【13-1】

(指標) 共同研究の成果としての研究論文数
(水準) 研究論文を平均して毎年度8編以上を発表する。

【13-2】

(指標) 宮崎県の現職教員研修の開講数
(水準) 附属学校を活用した現職教員研修を、毎年度8講座以上開設する。

【13-3】

(指標) GIGAスクール構想に対応した教育モデルの構築
(水準) ICTを活用し、協働的な学びを推進する授業を全ての教科で実施する。

【13-4】

(指標) 附属小学校高学年における教科担任制の導入と附属中学校との連携推進
(水準) 附属小学校高学年において教科担任制を第4期中期目標期間中に導入する。導入する教科においては、導入前年度から附属中学校と情報交換を行う場を毎年度2回以上実施する。

【13-5】

(指標) 地域の教育課題に対応した公開研究会の開催状況
(水準) 研究の成果発表や情報発信の場として、3つの附属学校園において公開研究会を毎年度開催する。

(8) 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。(附属病院) ㊹

【14】 効率的かつ過不足ない医療連携体制を構築し、医療従事者等の働き方改革を達成するとともに、安全に高度な医療を提供し得る病院運営の基盤強化を図る。

<p>評価指標</p>	<p>【14-1】 (指標) チーム医療の推進 (水準) 複数主治医制を徹底し、入院患者の90%以上への導入を令和9年度までに達成する。</p> <p>【14-2】 (指標) タスクシフティングの推進 (水準) 令和9年度までに6業務以上のタスクシフティングを実施する。</p> <p>【14-3】 (指標) 医師の時間外勤務時間の把握と削減 (水準) 令和9年度までに院内時間外勤務年間960時間以内100%を達成する。</p> <p>【14-4】 (指標) 特定機能病院としての医療安全の質の向上に関する取組 (水準) 令和9年度までに医療安全に資する診療内容モニタリング項目(4項目)の各指標15%以上増を達成する。</p> <p>【14-5】 (指標) 後発医薬品使用率(数量ベース) (水準) 令和9年度までに後発医薬品使用率85%以上を達成する。</p> <p>【14-6】 (指標) 共同購入物品(数量ベース) (水準) 令和9年度までに対象物品70%以上を達成する。</p> <p>【14-7】 (指標) 適正な入院期間及び効率的な病院運営 (水準) 令和9年度までに入院期間Ⅱ以内割合60%以上を達成する。</p>
-------------	--

<p>評価指標</p>	<p>【14-8】 (指標) 適正な入院期間及び効率的な病院運営 (水準) 後方病院を令和9年度までに124施設(令和2年度の宮崎県内の転院先施設の半数)へ拡充する。</p> <p>【14-9】 (指標) 安全で効率的な医療の提供 (水準) 令和9年度までにクリニカルパス(検査や治療を効率よく組み合わせた予定表)の使用率60%以上を達成する。</p> <p>【14-10】 (指標) 安全で効率的な医療の提供 (水準) 遠隔インフォームドコンセントの拡充</p>
-------------	---

【15】 臨床研究支援体制を継続維持し、特定機能病院及び地域の高度医療を提供する役割を果たすとともに、臨床研究の高度化を図る。

<p>評価指標</p>	<p>【15-1】 (指標) 高度医療の提供 (水準) 令和9年度までに手術技術度DとEの手術件数年間4,900件以上を達成する。</p> <p>【15-2】 (指標) 新規臨床研究数 (水準) 臨床研究法を遵守して行う新規臨床研究数第4期中期目標期間中の年間平均26件以上</p> <p>【15-3】 (指標) 英語論文発表数 (水準) 第4期中期目標期間中の年間平均100件以上</p> <p>【15-4】 (指標) 臨床研究の高度化 (水準) 臨床研究に関する講演会に係る研究実施責任者の受講率毎年度100%</p>
-------------	---

【16】宮崎大学独自の地域医療連携体制を活用しつつ、地域医療ネットワークを構築し、地域診療の高度化を図る。さらに、それらを地域医療の教育拠点として活用し、地域医療教育を充実させ質の高い専門医等を養成する。

評価指標	<p>【16-1】 (指標) 地域医療ネットワーク体制の構築 (水準) 令和9年度までに電子カルテ及び画像データ(PACS)を県立3病院と共有</p> <p>【16-2】 (指標) 地域医療ネットワーク体制の構築 (水準) 令和9年度までに県内医療機関と診療情報を共有する。</p> <p>【16-3】 (指標) 地域連携クリティカルパス(地域の病院や診療所などが連携・協力しながら、患者の状況に応じて治療するための「診療計画」)の作成 (水準) 令和9年度までに地域連携クリティカルパス(がん関連)の新規作成2疾患10種類以上を達成する。</p> <p>【16-4】 (指標) 専門医等の養成 (水準) 地域医療に従事する専門医等の育成第4期中期目標期間中の年間平均4名以上</p>
------	--

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(9) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【17】 学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制や教職員のマネジメント力育成の仕組みを構築し、大学が直面する課題及び中長期的な施策等に対し、経営協議会等の外部知見を生かした柔軟な組織運営を行う。

<p>評価指標</p>	<p>【17-1】 (指標) 理事・副学長等の役割の見直しと再編成 (水準) 理事・副学長等の役割の見直しと規程改正を令和4年6月までに実施し、令和4年7月以降その点検・改善を行う。</p> <p>【17-2】 (指標) 全学人事委員会の設置と方針等の整備状況 (水準) 全学人事委員会により、令和5年度までに人材育成方針等と教員人事決定プロセスを整備し、令和6年度以降その点検を実施し、必要に応じて改善する。</p> <p>【17-3】 (指標) 経営協議会外部委員による外部評価 (水準) 令和8年度までに外部評価を実施し、評価結果に基づき必要に応じて改善する。</p> <p>【17-4】 (指標) 理事及び法人運営を担う教職員のマネジメント力を育成する研修 (水準) 既存の研修の他に、マネジメント力育成に資する研修を令和5年度までに2プログラム策定・実施の上、受講率100%を実現する。令和6年度以降、その点検・改善を行いながら毎年度研修を実施する。</p>
-------------	--

(10) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑳

【18】大学の経営戦略を踏まえ、教育研究施設の整備・活用を図り、教育研究の多様化・高度化とゼロカーボン・キャンパスを推進する。また、学生及び教職員の安全安心に十分に配慮しつつ、地域・社会・世界とのイノベーション・コモンズ（共創拠点）として地域に開かれたキャンパス運用を戦略的に展開する。

評価指標	<p>【18-1】 (指標) 施設マネジメント及び戦略的リノベーションにより研究の多様化・高度化に資するスペースを確保 (水準) 共同利用スペースを令和7年度までに2000㎡以上確保し、その活用状況を点検・評価の上、令和9年度末までに第5期中期目標・中期計画期間に向けた共同利用スペースの確保計画を策定する。</p> <p>【18-2】 (指標) 戦略的な施設マネジメントによるキャンパス整備 (水準) 多様な財源等を活用した宮崎大学インフラ長寿命化計画を実施し、実施状況の点検・評価を行った上で、令和9年度末までにインフラ長寿命化計画の改定を行う。</p> <p>【18-3】 (指標) 2050年を達成目標とするゼロカーボン・キャンパスの推進 (水準) 令和7年度までにゼロカーボン・キャンパスロードマップを策定する。</p> <p>【18-4】 (指標) キャンパスマスタープランに基づきイノベーション・コモンズ（共創拠点）を創出 (水準) 令和7年度までに錦本町ひなたキャンパスをオープンし、令和8年度からその運用について点検・改善するとともに、木花キャンパスにおいて、宮崎大学キャンパスマスタープランにより構築したイノベーション・コモンズについて活用状況の点検・改善を行う。（一部再掲）</p>
------	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

(11) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【19】財源の多元化と柔軟化を可能にする財務マネジメント体制を構築して経営基盤を強化するとともに、大学のビジョンに基づく戦略的資源配分への活用を図る。また、学内のコストを含めた活動の可視化を推進して、学内資源の適正再配分の仕組みを整備する。

評価指標	<p>【19-1】 (指標) 一般基金受入額 (水準) 一般基金の受入れについて、令和7年度までの年間平均受入額15,000千円以上になるように促進し、令和8年度からはこれまでの取組を検証し、さらなる基金獲得につなげる。</p> <p>【19-2】 (指標) 産業界からの受託研究、共同研究の間接経費の受入割合 (水準) 令和6年度までに産業界からの受託研究及び共同研究の間接経費の受入割合を30%確保し、令和7年度以降間接経費の設定率を検証し、必要に応じて見直す。</p> <p>【19-3】 (指標) 戦略的な財務マネジメントによる財政支援策の構築 (水準) 令和5年度までに大学のビジョンに基づく戦略的資源配分の方針等を決定し、令和6年度以降その方針に基づいた資源配分を行い、必要に応じて改善する。</p> <p>【19-4】 (指標) 財務レポートの充実化 (水準) 令和5年度までに、財務情報と非財務情報を連携させ、財務状況と宮崎大学の取組を可視化した財務レポートを策定する。さらにステークホルダーに向けて公開するだけでなく、それに対する意見を収集しやすい環境を整える。</p> <p>【19-5】 (指標) 学内資源の適正再配分の仕組みの整備 (水準) 令和5年度までに成果実績に基づく学内予算配分によるインセンティブ経費化の方針を決定し、令和6年度以降その方針に基づいた資源配分を行い、必要に応じて改善する。</p>
------	---

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(12) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それをういたエビデンススペースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。⑭

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【20】宮崎大学質保証規程に基づき、自己点検評価を行うとともに、自己点検評価及び第三者評価等で改善が必要と認められた事項について、改善を行う。また、自己点検・評価結果を含む大学の諸活動を、財務情報と連携させた上で可視化し、法人経営に活かす。これらのデータのうちキーとなるものは、広報と連携し学外に向け積極的に発信することで、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを活性化する。

評価指標	
	<p>【20-1】 (指標) 自己点検・評価の早期検証(12月)の導入 (水準) 事業番号毎の進捗確認と次年度計画検討を含めた自己点検・評価を早期(12月)及び年度末に毎年度実施する。</p>
	<p>【20-2】 (指標) 学長戦略企画室の機能の強化 (水準) 大学の様々な課題への機動的対応が可能な学長戦略企画室の機能強化を令和4年度中に実施し、重点プロジェクト等の企画・提案・支援等を5件/年(第4期中期目標期間中の平均)実施する。</p>
	<p>【20-3】 (指標) 自己点検評価及び第三者評価等で改善が必要と認められた事項を踏まえた法人経営の改善 (水準) 自己点検評価及び第三者評価等で改善が必要と認められた事項について、改善案を策定し経営に取り入れる。</p>
	<p>【20-4】 (指標) ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの活性化 (水準) 令和5年度までに拡充した財務レポートを活用し積極的発信を行い、令和6年度までにホームページ上でステークホルダーから意見を収集する仕組みを構築し、法人経営に活かす。</p>
	<p>【20-5】 (指標) IR情報の収集・分析等を活用した大学運営・経営戦略の立案支援体制 (水準) 令和7年度までにIR情報の収集・分析等を活用した大学運営・経営戦略の立案支援体制にかかる再整備を行い、令和8年度から点検・改善を行う。</p>

V その他業務運営に関する重要事項

(13) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。

⑳

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

【21】 学内の全てのキャンパスにおいて、効果的かつ安全に情報の共有と利活用ができる情報基盤の整備を行い、新たなデジタル技術を活用した学生サービスの向上及び事務業務の効率化等に取り組んで、業務運営におけるDX (デジタル・トランスフォーメーション) を段階的に実現するとともに、学生・教職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。

評価指標	
	<p>【21-1】 (指標) 木花キャンパス、清武キャンパスの情報システムリース契約の統合と大学情報共通基盤の形成 (水準) 令和9年度までに、大学において統一した新たな情報システム (大学情報共通基盤を含む) の契約を行う。</p>
	<p>【21-2】 (指標) 学内教職員の情報共有・意思疎通を目的とした情報共有ツールの拡充 (水準) 情報共有ツールの利用者数を3,300人とする。</p>
	<p>【21-3】 (指標) 学生向けAIチャットボット導入 (水準) AIチャットボットの回答項目を、令和9年度までに600項目装備させる。</p>
	<p>【21-4】 (指標) 各種申請業務のオンライン化 (水準) 令和9年度までに各種申請業務のオンライン化率を50%とする。</p>
	<p>【21-5】 (指標) 電子決裁システムの利用拡大 (水準) 令和9年度までに電子決裁システムの利用率を60%とする。</p>
	<p>【21-6】 (指標) 情報セキュリティの確保 (水準) 学生・教職員の情報セキュリティ講習の受講率95%以上を維持する。</p>

<p>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>								
<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 22.9億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>								
<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画 ・該当なし</p> <p>2. 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地を担保に供する。</p>								
<p>IX 剰余金の使途</p> <p>○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究及び診療の機能向上、並びに業務運営の改善に充てる。</p>								
<p>X その他</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(木花)総合研究棟改修IV(農学系) ・(清武・医病)ライフライン再生(電話交換設備等) ・(清武・医病)ライフライン再生(給排水設備等) ・大学病院設備整備(高精度放射線治療システム) ・小規模改修 </td> <td style="text-align: center;"> <p>総額</p> <p>2,438</p> </td> <td> <p>施設整備費補助金(1,063)</p> <p>長期借入金(1,147)</p> <p>(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(228)</p> </td> </tr> </tbody> </table>			施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	<ul style="list-style-type: none"> ・(木花)総合研究棟改修IV(農学系) ・(清武・医病)ライフライン再生(電話交換設備等) ・(清武・医病)ライフライン再生(給排水設備等) ・大学病院設備整備(高精度放射線治療システム) ・小規模改修 	<p>総額</p> <p>2,438</p>	<p>施設整備費補助金(1,063)</p> <p>長期借入金(1,147)</p> <p>(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(228)</p>
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源						
<ul style="list-style-type: none"> ・(木花)総合研究棟改修IV(農学系) ・(清武・医病)ライフライン再生(電話交換設備等) ・(清武・医病)ライフライン再生(給排水設備等) ・大学病院設備整備(高精度放射線治療システム) ・小規模改修 	<p>総額</p> <p>2,438</p>	<p>施設整備費補助金(1,063)</p> <p>長期借入金(1,147)</p> <p>(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(228)</p>						

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

・【22】大学の多様な諸活動を支えるための教職員の能力強化を図るとともに、明確な人事評価に基づく業績連動給与制を主とした現在の人事給与制度を活用して、大学の機能的運営に繋げる。また、女性教員を含めた多様な人材の登用を引き続き推進する。

3. コンプライアンスに関する計画

・【23】適正な法人運営を行うため、国立大学法人宮崎大学コンプライアンス推進規則に基づき、毎年度「法令遵守の推進の取組計画」を策定し、教職員の法令遵守の徹底を行う。また国立大学法人ガバナンスコードへの適用状況を常に確認しながら、ステークホルダーへの説明責任を果たす。

・【24】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究者並びにその補助者等に対する研究倫理教育プログラム等の受講を義務づけるとともに、全学の研究活動不正・研究費不正使用防止推進部署と各部局に置く研究倫理教育及びコンプライアンス推進責任者等が連携し、不正行為を未然に防止する取り組みを推進する。

4. 安全管理に関する計画

・【25】学生及び教職員の安全管理に十分に配慮し、安全安心なキャンパス環境を維持する。特に化学物質の取り扱いについては、その安全管理・事故防止の意識向上を目的とした化学物質関連講習会を学生及び教職員を対象に実施し、化学物質の総合的な安全適正管理を促進する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

・中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 医療人育成共創拠点整備事業に係る施設設備整備費の一部
 - ② 附属動物病院改修事業に係る施設設備整備費の一部
 - ③ 附属フィールド科学教育研究センター環境整備事業に係る設備整備費の一部
 - ④ 附属病院施設長寿命化事業に係る施設整備費の一部
 - ⑤ 附属病院の機能強化に係る設備整備計画に基づく設備整備の一部
 - ⑥ 附属病院心臓カテーテル手術室増設事業に係る施設設備整備費の一部
 - ⑦ インフラ長寿命化計画に基づく施設整備費の一部
 - ⑧ 附属病院入構整理関係事業に係る施設設備整備費の一部
 - ⑨ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- ・【26】 マイナンバーカードの普及促進のため、毎年度学生オリエンテーションでチラシを配布しマイナンバーカードの取得を促す。また、教職員の新規採用時にマイナンバーカードの取得の協力を依頼するとともに、定期的にマイナンバーカードの積極的な取得依頼を通知する。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

学部	教育学部	560人
	医学部	840人
	工学部	1500人
	農学部	1120人
	地域資源創成学部	360人
	(収容定員の総数)	
	4380人	
研究科等	教育学研究科	40人
	看護学研究科	20人
	工学研究科	288人
	農学研究科	136人
	地域資源創成学研究科	10人
	医学獣医学総合研究科	112人
	農学工学総合研究科	48人
	(収容定員の総数)	
	修士課程・博士前期課程	474人
	博士後期課程	48人
	一貫制博士課程	92人
	専門職学位課程	40人

別表2 教育関係共同利用拠点

教育関係共同利用拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・九州畜産地域における産業動物教育拠点（農学部附属次世代農学教育研究センター住吉フィールド（牧場）） ・照葉樹林とスギ林業を基盤とした森林・林業デジタル活用高度専門人材育成のための教育共同利用拠点（農学部附属次世代農学教育研究センター田野フィールド（演習林））
------------	---

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	54,033
施設整備費補助金	1,063
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	228
自己収入	141,479
授業料及び入学科検定料収入	19,901
附属病院収入	119,161
財産処分収入	0
雑収入	2,417
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,450
長期借入金収入	1,147
計	211,400
支出	
業務費	188,425
教育研究経費	76,351
診療経費	112,074
施設整備費	2,438
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,450
長期借入金償還金	7,087
計	211,400

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額99,131百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人宮崎大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y) 。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y) 。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③ 「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間

中は同額。

II〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦ 「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。

⑧ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨ 「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

- α （アルファ）：ミッション実現加速化係数。 $\Delta 1.2\%$ とする。
第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。
- β （ベータ）：教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	208,731
経常費用	208,731
業務費	188,909
教育研究経費	19,649
診療経費	57,121
受託研究費等	9,210
役員人件費	702
教員人件費	44,784
職員人件費	57,443
一般管理費	4,242
財務費用	306
雑損	0
減価償却費	15,274
臨時損失	0
収入の部	208,963
経常収益	208,963
運営費交付金収益	53,572
授業料収益	15,305
入学金収益	2,254
検定料収益	605
附属病院収益	119,161
受託研究等収益	9,210
寄附金収益	4,022
財務収益	73
資産見返負債戻入	2,417
雑益	2,344
臨時利益	0
純利益（損失）	232
総利益（損失）	232

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	214,538
業務活動による支出	193,151
投資活動による支出	11,163
財務活動による支出	7,087
次期中期目標期間への繰越金	3,137
資金収入	214,538
業務活動による収入	208,963
運営費交付金による収入	54,033
授業料及び入学金検定料による収入	19,901
附属病院収入	119,161
受託研究等収入	9,210
寄附金収入	4,240
その他の収入	2,418
投資活動による収入	1,291
施設費による収入	1,291
その他による収入	0
財務活動による収入	1,147
前中期目標期間よりの繰越金	3,137

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。